

牧師 山縣與根二編著

三要文問答全

東京飯倉 池田書庫發行

特46:  
610

No. 16408

牧師

山縣與根二編著

三  
西  
文  
問  
答  
全

東京飯倉

池田書屋發行



三要文問答

緒言

十誠及び信經の二問答書既に絶版すると久し屢々需用者あるも供給するを得ず因て教友有志と謀り更に主禱と加へ改正して之を三要文問答と題す今茲に出版する所のものは更に聖書の引照を増補したれば一層本書の体面を完備せり

此問答書は基督教の主旨に就き要領を示したるものなれば何人によらず一讀の下に容易に福音の眞味を會得するを得らるべし凡そ基督教と信せんと欲する者は宜しく此書に就きて神旨の大要を理解し耶蘇基督は世の救主なることと信認すべし

基督教の主旨は十誠、主禱、信經に基するものなれば書中其の要領には悉く引照を附したれば聖書に参照して尙ほ餘意を翫味すべし

明治廿二年三月

編者識

三要文問答

目次

第一章	十誠	一	頁
第二章	主禱	五十六	頁
第三章	使徒信經	六十八	頁

三 要文問答

○ 第一章 十誠  
○ 汝何故教會に入らんと欲する乎  
○ 神を敬み且我靈魂を救はん爲なり  
○ 如何にして神を敬ふべき乎  
○ 誠は神の教誨を信じ其律法を守るべし是れ神を敬ふ

○ 傳し神の律法と學ぶとを得べき乎

○ 何を以て聖書の律法の要略を知るべき乎  
提後五ノ三十九、一十七、

○ 神の十誠を以て之を知るべし

○ 其誠は何ヶ條ある乎

十誠

十ヶ條あり

○神の十誠は何處より出し乎

神シナイ山の上に於て命令給ひし誠なり

即ち神この一切の言を宣て言たまはく我は汝の神エ

ホバ汝をエシアトの地其奴隷たる家より導き出せし

者なり出廿ノ一節以下

(一)汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず

(二)汝自己の爲に何の偶像をも彫むべからず又上は天

にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中に

ある者の何の形状をも作るべからず之を拜むべから

ず之に事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば

我を惡む者にむかひては父の罪を子にむくひて三四

代におよぼし我を愛し我誠命を守る者には恩恵を施

して千代にいたるなり

(三)汝の神エホバの名を妄に口に擧ぐべからずエホバ

は己の名を妄に口に擧ぐる罪を罰せではおかざるべ

し

(四)安息日を憶えて之を聖潔すべし六日の間勞きて汝

の一切の業を爲べし七日は汝の神エホバの安息なれ

ば何の業務をも爲べからず汝も汝の子息、息女も汝の

奴婢も汝の家畜も汝の門の中に居る他國の人も然り、

其はエホバ六日の中に天と地と海と其等の中の一

切の物を作りて第七日に息みたればなり是をもてエホ

バ安息日を祝ひて聖日とし給ふ

(五) 汝の父母を敬へ是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の生命の長からん爲なり

(六) 汝殺すあかれ

(七) 汝姦淫するなかれ

(八) 汝盗むなかれ

(九) 汝其隣人に對して虚妄の證據をたつるあかれ

(十) 汝其隣人の家を貪るなかれ又汝の隣人の妻及び其

僕婢牛驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪るな

れ

○ 神此十誠を銘し給ひし乎

然り之を兩箇の石碑に銘し給ひしなり 出三十二ノ十五、十六

○ 之と銘して誰に授け給ひし乎

同三十四ノ一、五、十六

シナイ山の上に於てモーセに授け給ひしなり 申十ノ

○ 神十誠を命令し給ひし時誰か之をきし乎

イスラエルの人之をきけり 申五ノ二十二

○ 誰か之と看し者ありし乎

否たゞ神の聲をきしのみ其形體を看す神は靈なれ

ばなり 申四ノ

○ 其時神自を何と稱し給ひし乎

我はエホバなりと曰へり 申二十ノ二、

○ エホバとは何の意味ぞ乎

自然にあるどの意味なり 出三ノ

○ 神何故に十誠をイスラエルの人に授け給ひし乎

イスラエルの人は神の撰び給ひし民なればなり 申七ノ

○ 神此十誠を其他の人にも命令し給ふ乎

然り凡て世界の人民に命令し給ふなり世界の人民は是皆神の造り給ひし者なればなり

○ モーセとは如何なる人ぞ乎

神イスラエルの人をエジプト國より導き出さしむる爲に用ひ給ひし人なり出三、十

○ 神イスラエルの人を何處へ導き出し給ひし乎

エジプト國より出して神の約し給ひし處なるカナンへ導き給ひしなり出三、八

○ 何故エジプト國を奴隸の家と名し乎

當時の王惡虐にしてイスラエルの人を強て奴隸と爲せし故なり出二、十四、

○ イスラエルの人何故エジプトに往し乎

ヤコブの子ヨセフ其兄弟の爲に售れてエジプト國へ往き終に其國の執權となり凶年に値てカナンより其

父及び兄弟を盡く迎とりたるなり創三十七、三十九、四十六、

○ 彼等は如何にして奴隸となりし乎

後世に至てエジプト國の王イスラエルの人の益廣大になる出二、十四、と恐て之を奴隸となせしなり出二、十四、

○ エジプトの王はイスラエルの人の國を出るとを免許せし乎

神の奇蹟なる種々の罰を受しによりて之を聽許せしなり出三、二十、

同五章ヨリ十二章三十三マデ

○ イスラエルの人は幾年間エジプト國に留滞し乎



大凡四百年なり出十二ノ四十、徒七ノ六

○今の世の人は誰の奴隷なるぞ乎

悪魔の奴隷なり約八ノ三十三、三十四

○神我等を救はんが爲に誰を遣し給ひし乎

獨の聖子イエスキリストを遣し給へり約三ノ十六

○イエスは我等を何國へ導き給ふ乎

天國へ導き給ふなり黙七ノ十七

○イエスの門徒は此十誠を守れり乎

然りイエスは此十誠を廢るにあらを却て之を成就せんが爲に來り給ひしなり太五ノ十七

○汝第一誠を讀聽すべし

(一)汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず

○此箇條は何を命令し給ふ乎

エホバは我等の神なるを信し言顯すべきとを命令し給ふなり

○又何を禁し給ふ乎

別の神ありと思ふとを禁し給ふなり申四ノ卅九、可十二ノ卅九

○何故之を第一の誠となせし乎

是真の教の根源なり且世人既に真神に背て多く假神

○此國に於て假神と拜ひ人ある乎

然り之を拜ひ人あり

○其假神とは如何なる者乎

凡て此國に於て昔より神佛菩薩と稱せし所の物及び

日月星其他諸の邪神等なり

○此假神は何を用て造れる乎

金銀銅鐵或は土木石等にて造り又紙布に畫なり

○此造し假神は権力ある乎

否権力あるとなしダビデの詩に偶像は銀と金にして

人の手のわざなり其偶像は口あれと言ず目あれと見

ず耳あれと聞ず鼻あれと嗅ず手あれと取ず脚あれと

歩ず喉より聲を出すとなし詩百十五ノ四ヨリ以下

○人の假神を拜むを看どきは如何にすべき乎

之を憫みて眞神に彼等を教導さ給はんとを禱るべし

○又別に爲べきとある乎

彼等諸の偶像を捨て眞神に事ふまつるを教ふべし

賽三十一ノ六、七、

○汝は如何なる神を拜む乎

只聖父聖子聖靈なる三位一體の神のみを拜むなり

○天使或はマリア及び古の聖人等を拜むべき乎

否イエス親曰はく主たる爾の神を拜し惟之にのみ事

ふべしと太四ノ十、徒十ノ廿五、廿六、

○汝の先祖を拜むべき乎否や

先祖もこれ人なり必ず拜むべからず

○偶像と先祖を拜むの外仍ほこの箇條を犯すとある乎

貪欲なる者或は食を貪る者は即ち此ヶ條を犯すなり

西三ノ十五  
腓三ノ十九

○キリストの信者も又このヶ條を犯すとある乎

然り神より他の物を親愛する者は皆此ヶ條を犯すな

○此ヶ條は神に對して爲べきとを如何に教へ給ふ乎

神を信じ畏れ心を盡し意を盡し魂を盡し力を盡して  
主を愛むとを教へ給ふなり 太廿二ノ卅七、  
路十ノ廿七、

○汝第二誠を讀きかすべし

(二)汝自己の爲に何の偶像をも彫むべからず又上は天  
にある者下は地にあり者ならびに地の下の水の中に  
ある者の何の形狀をも作るべからず之を拜むべから  
ず之に事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば  
我を惡む者にむかひては父の罪を子にむくひて三四  
代におよぼし我を愛し我誠命を守る者には恩恵を施

○第一誠は何を禁じ給ふ乎

して千代にいたるなり  
假神を拜むとを禁じ給へるなり

○此第二誠は何を禁じ給ふ乎

偽の法式を以て眞神を拜むとを禁じ給ふなり

○神汝に如何なる像を作るとを禁じ給ふ乎

上は天にある者下は地にあり者ならびに地の下の水  
の中にある者の何の形狀をも作るとを禁じ給ふなり

○天に於て造るべからざる像とは何ぞ乎

聖父聖子聖靈及び天使等なり

○地に於て作るべからざる像とい何ぞ乎  
人及び禽獸等總のものなり

○世人は此多のもの、像を畫て拜むとある乎  
 ○拜む人少からず  
 ○此ヶ條の中には朋友の像を畫くとも禁じ給ふ乎  
 ○否其人を忘れざる爲に畫くとは禁せず只拜むとを禁じ給ふなり  
 ○イエス或はマリア及び古の聖人をば畫くとを得べき乎  
 ○然り只拜むとを禁じ給ふのみ  
 ○神汝が諸の像に對して何をか爲すとを禁じ給ふ乎  
 ○之に服事ふるとを禁じ給ふなり 耶三十五ノ  
 ○服事ふるとの外何を禁じ給ふ乎  
 ○其前に平伏すとを禁じ給ふなり 出二十三、二十四ノ  
 ○此像を拜まば何を犯すぞ乎

神の命令じ給ひし第二の誠を犯すなり  
 ○イエス十字架の上に死して我等の罪を贖ひ給ひしに因て十字架の前に平伏すべき乎  
 ○否十字架は是死物なり拜むべき者にあらず  
 ○此ヶ條は何故に凡ての像を拜むべからずと教へ給へるぞ乎  
 ○神嫉み給へばなり  
 ○神の嫉み給ふとは如何なる意味ぞ乎  
 ○眞神を祭るべき法を以て假神及び偶像を祭らば神は即ち怒り給ふなり  
 ○神は父の罪を子に報ひて三四代に及びし給ふとは如何なるとぞ乎

○ 其例を舉示とを得べき乎  
父の罪に因て其子苦を受るなり  
若し父母酒を好み財を費し懶惰ば其子連累して苦を受る等是なり

○ 神は如何なる人に恩恵を授け給ふ乎  
神を愛しみ其命令を守る者に授け給ふなり

○ 汝神を愛しみ其命令を守りて何を希望乎  
神我等を顧み助け給はんことを希望なり

○ 我等助けを神に祈るときは神は之と聽し給ふ乎否や  
聽し給ふなり神曰はく我と愛する者は我之を愛す我

を切にもとむるものは我に遇はん十箴八、

○ 此ヶ條は神に對して爲べきとを何と教へ給ふ乎  
此ヶ條は神に對して爲べきとを何と教へ給ふ乎

○ 汝第三誠を讀きかすべし  
神を拜み謝し一心に頼み祈るべきとと教へ給へり

(三) 汝の神エホバの名と妄に口に擧ぐべからずエホバ

は己の名を妄に口に擧ぐる罪と罰せではおかざるべし

○ 神の名を妄に口に擧ぐるとは如何なる意味ぞ乎  
怒れる時或は戯るゝ時あるひは平話のとき其名を呼

と妄に擧ぐるといふなり  
○ 此ヶ條は人に賭誓とを禁じ給ふ乎  
常の賭誓を禁じ給ふのみ政府に於て證據を立るとは

○ 禁じ給はず太五ノ三十六、同廿六ノ六十六、三、四  
○ イエスもまた之を禁じ給ひし乎

○ 然りイエス曰はく更に誓ふと勿れ爾曹たゞ是々否々  
 といへ此より過るは悪より出るなりと太五ノ卅四  
 ○ 若し心と用ひずして祈禱を爲あるひは聖書を讀ば此  
 條を犯すべし乎  
 ○ 然り即ち犯すなり太十五ノ  
 ○ 此ヶ條と知りて仍は神の名を妄に擧ぐる者は如何にせ  
 らるゝ乎  
 ○ 神その罪を罰せでは置給はざるべし  
 ○ 神其罪を罰せでは置たまはざるとは如何なる意味ぞ乎  
 罪を得る者は神必ず罰し給ふなり  
 ○ 其他此ヶ條に於てなほ禁じ給へるとある乎  
 然り呪詛ふとを禁じ給ふなり羅十二ノ

○ 呪詛ふとは如何なる意味ぞ乎  
 ○ 神の罰と人に降すとを祈るなり  
 ○ 何時人は此事を爲す乎  
 ○ 怒り或は戯るゝ時人多く之をなせり  
 ○ 呪詛はれし人害を受べき乎  
 ○ 否呪詛ひし人却て害を受べし  
 ○ 聖書の中に之を説明すとある乎  
 ○ 然り聖詩百九篇十七、八節に曰くかゝる人は詛ふとを  
 好む是故に詛ひ己にいたる恵むとをたのしみます是故  
 に恵己に遠離れりかゝる人は衣の如くに詛ひを衣る  
 是故に詛ひ水の如くに己の衷に入り油の如くに己の  
 骨に入れりど

○ 誰か汝を助けて能く此ヶ條を守らしむる乎

只神のみ助け給ふなり聖詩に曰くエホバよ願は我口

に門守をおきて我唇の戸を護り給へ詩百四十

○ 此ヶ條は神に對して爲べきとを何と教へ給ふ乎

其聖なる名と言を敬ふとと教へ給へり

○ 汝第四誡を讀さかすべし

(四)安息日を憶えて之を聖潔すべし六日の間勞きて汝

の一切の業を爲べし七日は汝の神エホバの安息なれ

ば何の業務をも爲べからず汝も汝の子息息女も汝の

僕婢も汝の家畜も汝の門の中に居る他國の人も然り、

其はエホバ六日の中に天と地と海と其等の中の一切

の物を作りて第七日に息みたればなり是をもてエホ

○ 此ヶ條は何の日を憶ふよと命令し給ひし乎

ハ安息日を祝ひて聖日とし給ふ

○ 何故に此日を憶えんとぞ乎

一週間の第七日なり

○ 誰か此日を聖とするとを定し乎

聖日とする爲なり

○ 神何故にかく定め給ひし乎

神の定め給ひしなり

○ 神六日の間に萬物を造り第七日に安息み給ひしに因

てなり創一章二ノ一三

○ 神は幾日人の勞くを許し給ふ乎

一週間に六日なり

○六日の間何を歎なすとを命令し給ふ乎  
 ○凡て各々其業を爲とを命令給ふなり  
 ○何人が勞くべきぞ  
 ○凡人皆はたらくべし  
 ○如何にして勞くべき乎  
 ○勉て勞くべし  
 ○神六日の間に何を歎造り給ひし乎  
 ○天と地と海と其等の中一切の物を作り給ひしなり  
 ○出三十一ノ  
 ○神は此萬物を暫時に作るとを得給へる乎  
 ○神もし欲し給はば萬物忽然成るべし  
 ○第七日は誰の日なる乎

○神なる主の日にして我等の日にあらず  
 ○此日には誰が凡の業を休むべき乎  
 ○自己も總の者も皆休むべし  
 ○出二十三ノ  
 ○奴婢を使役とを得べき乎  
 ○否僕婢も家畜も門の中に居る他國の人も盡く安息ま  
 ○すべし  
 ○出二十三ノ十二、  
 ○申五ノ十四、  
 ○何故に神は此安息を命令し給ひし乎  
 ○神此日に安息給ひし故なり  
 ○創二ノ  
 ○神の安息は六日はたらし給ひし爲なり乎  
 ○否神の安息給ひしは其はたらしの成就せし故なり  
 ○創三ノ  
 ○安息日を祝ふとは何の意味ぞ乎  
 ○神此日を聖日となし我等をして勞役を休させ又神を



拜日と定め給ひしなり

○此日は我等をして凡の業を盡く休させ給ふ乎

三様の業の外凡て禁じ給ふなり

○誰の教に因て汝この三様のとを爲し得る乎

我等の主イエスキリストの教へ給ひしに因てなり

○その三様のことを爲すにつきイエスは何と教へ給ひし

乎

第一は止と得ざる業、例之は我食物と備へ太十二ノ四、或は

禽獸等動物を飼ふと太十三ノ十五、

第二は神を畏敬ふ業、例之は會堂に集りて神を拜み太

來二ノ五、聖書を讀む等のこと

第三は善を施す業、例之は病人を介抱け太十二ノ三、或は道

を知らざる者を教訓へ導く徒十八ノ四等のとなり

○是等のみなり乎

否此他仍はパウロの勸しとあり曰く一週の首の日毎

に爾曹各其得ところの利に循ひて之を家に蓄へ貧人

に施與ふべしと哥前十二ノ六

○イエスの門徒は一週間に何の日を聖日として守れる乎

第一日なり徒二十ノ七

○何故に第七日の代に此日を守れる乎

イエス第一日に復活給ひし故なり太二十八章約二十六章

○誰か此日を改し乎

イエスの使徒主の與へ給ひし權威に因て之を改しな

○新約のうち第一日と何と稱ふる乎  
 ○主日と稱へり十、黙一、  
 ○聖靈の降り給ひしは何の日ぞ乎  
 ○主日なり徒、二、章  
 ○此日を聖日として守には如何なるを爲へき乎  
 ○獨私に神に祈り又家族と共に神を拜み奉るべし  
 ○殊て此日を敬ふには如何なるを爲べき乎  
 ○禮拜堂に詣て祈禱をなし神を讚美し聖書を聽聞べし  
 ○聖書の中に此言ある乎  
 ○然りヤウロ信徒に勸て曰く會集を輟る或人に倣ふと  
 ○勿れと來五、  
 ○何故に安息日に禮拜堂へ詣ざるを惡しとする乎

○聖書の命令に背く故なり  
 ○何故に此日禮拜堂に詣ざるを危しといふぞ  
 ○神および見ざるものを忘るゝに至ればなり  
 ○其他此日を守に如何なるを爲べき乎  
 ○聖書を讀み或は病人を訪問ひ或は朋友と共にイエスの道を談す等のとなり  
 ○此日に何と爲とを禁じ給ふ乎  
 ○自己の歡樂と求るとを禁じ給ふなり賽五十八ノ  
 ○此日に諸帳簿を記すとを得べき乎  
 ○否記すべからず  
 ○雜書を看とを得べき乎  
 ○否看と勿れ

○安息日を正しく守るべき大法は何ぞ乎

萬事たゞ神を尊敬ふために行ふべし

○以上の四ヶ條は汝に何を教へ給へる乎

神に對して我等の爲べきとを教へ給へり

○神に對して我等の爲べきとをイエスの云ひ給ひしを聖

書に何と記せし乎

爾心を盡し精神を盡し力を盡し意を盡して主なる爾

の神を愛すべし太廿二ノ卅七、路十ノ廿七、

○汝何故に神のあるとを信する乎

神自ら我等に神のあるとを明に知らせ給へるに因て

○神は如何にして之を知らせ給ふ乎

○世界の萬物が如何にして神のあるとを知らする乎一ノ

我は日月星及び草木の美妙あるを觀て必ず其造主な

る全智全能の神あるとを知るなり詩十九ノ

○此世の現狀が如何にして神のあるとを知らする乎

我ば屢世間に於て善は賞せられ惡は罰せらるゝを看

て必ず聖にして且義なる神の世間を管治どり給ふと

を知ればなり詩五十八ノ十一、賽十三ノ十一、

○其他なほ神を知るべきとある乎

然り神の自ら天降り給ひしとあり

○神は何時天降り給ひし乎

シナイ山の上にて十誠を授け給ひし時なり出十九ノ十八、二十、

○其他神の天降り給ひしとある乎  
然り我主イエスキリストの降生り給ひしと是なり三約

同六ノ三十八、

○今は如何にして神のあるとを知らせ給ふ乎

○汝は何故に神を畏る乎

○神は聖にて在せばなり利十五ノ四、

○神の聖なるとは何の意味ぞ乎

爲べからざる事を爲さず又諸の罪を惡み給ふ故に之

を聖と云ふなり

○何故に神を愛し敬ふ乎

神は我を造り我を護り我を憐み且幸福を與へ給へば

なり

○我等の爲に神の爲し給ひしとに於て最善とは何ぞ乎

神はその生たまへる獨子を賜ふは世の人に愛し

給へり此は凡て彼を信する者に亡ぶること無し永

生を受しめん爲なり約三ノ

○如何にして神を愛すべき乎

○何者よりも優りてイエスを愛すべし太十七ノ

○何故に神を拜む乎

○神は大にして權威と智慧と慈悲あり且自ら拜むべき

とを命じ給ひし故なり出三十四ノ六、七、申十ノ十七、

○如何にして神を拜むべき乎

祈禱と讚美を以て拜むべし只唇のみにあらず心を以

て之を爲べし太十五ノ六、七、

○何故に神に謝する乎神は凡の好事を我等に與へ給ふに因てなり十約一ノ七、

○何時神に謝すべき乎命終るまで日々に謝すべし

○一心に頼むとは如何なるとぞ乎惟神にのみ此世の好き物と無限幸福を與へ給はんを頼みて更に憂慮ざるとなり太六ノ二十五、以下

○人若し此世の好き物を得んと欲せば如何にして神に頼むべきぞ常に神の律法を守りて己に益ある時に之を與へ給はんを頼むなり申五ノ四十、

○無限幸福を得んと欲せば如何にして神に頼むべき乎神の道を眞實に信じ之に従ひて頼むなり十約三ノ十、

○何故神に祈るぞ神の外には我需用物を供給ふる者あらざればなり十徒二十五、

○如何なる物を神に祈るべきぞ靈魂と肉體とに用ふべき物を祈るべし

○何時之と祈るべき乎毎日祈るべし

○何處にて祈るべき乎屋室或は禮拜堂にて祈るべし太六ノ六、徒廿一ノ十三、

○神は汝を救助るとを得給へる乎神は汝を救助るとを得給へる乎

然り能ざる所なき神なればなり哥後九ノ  
 ○神は汝を救助たす乎  
 然りイエス曰はく爾曹の凡て我名に託て父に求ふ所の者を……爾曹に賜らん……と約十五ノ十六  
 ○凡て祈求とは誰の名に託て願ふ乎  
 イエスの聖名に託て祈求べし約十四ノ十三、十四ノ  
 ○何ヶ條に由て神の聖名を敬ふとを學びし乎  
 第三ヶ條によりて之を學べり  
 ○人は唯神のみを敬ふて神の聖書を敬はざるを得べき乎  
 否得べからず  
 ○汝は如何にして聖書を敬ふ乎

我は謙りて日々に聖書を読み聖靈の訓導たまはんとを祈求なり  
 ○斯の如く聖書を敬ふのみにて足れりとする乎  
 然らず眞實に聖書の教を信じ凡て其律法に従ふなり  
 ○如何にして神に事まつるべき乎  
 神の道を信じ其律法を守り日々に祈禱り聖書を読み講義を聴き罪を悔みイエスと信じ洗禮と受け常に聖餐禮を守りイエスの模範に従ひて世と渡るべし  
 ○何時まで神に事まつるべき乎  
 身を終るまで事まつるべし申四ノ  
 ○神に事まつるに誠なき時は益ある乎否や  
 益あるとなし神曰はく人は外の貌を見エホバは心と

○ 視るなりと母前七十 斯く神に對して爲べきとを何と教へ給ふ乎

○ 汝第五誠を讀きかすべし 身終るまで眞實に勉むべきとを教へ給へり

○ 汝の父母を敬へ是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の生命の長からん爲なり申五、十六、

○ 父母には如何にして孝行すべきぞ 愛み扶け敬ひ従ふべし太十九ノ十九、西三ノ二十、

○ 如何にして父母の命令に従ふべき乎 神の律法に背ざる所の命令は盡く従ふべし

○ 如何にして父母には従ふべき乎 心に嫌忌となく常に喜びて之に従ふべし

○ 如何なる時父母に従はざる乎

○ 神の律法に背く悪事を命令する時なり 父母の疾病或は老衰し時は如何に爲べき乎

○ 敢て輕ずるとなく大切に介抱すべし箴三十ノ 父母の過失を人に顯すべき乎

○ 否決して露すべからず 其親を愛み扶る善規範は誰ぞ乎

○ 我主イエスキリストなり 何時イエスは此規範をあらはし給ひし乎

○ 十字架に釘られしとき愛する所の弟子に其母を託し 又敬ひ従ふ規範をもあらはし給ひし乎

然りナザレに於て久く其親を敬ひ之に従ひて在せし  
 なり五格二一  
 ○此ヶ條に神の賜ふ所の地と云ふは誰に與へ給ひし地な  
 る乎  
 イスラエルの人に與へ給ひし地なり

○其地は何と名けし乎  
 カナンと名けしなり

○父母に孝行するイスラエルの人に神は如何なるを約  
 し給ひし乎

○今イエスを信じて父母に孝行する者にも此約ある乎  
 然りパウロの曰く爾の父母を敬ふべし約束を加へた  
 其地に汝の生命の長からんとを約し給ひしなり出三十

る誠は之を首とすこれ爾が福を得また地上に壽長か  
 らん爲なりと弗六

○人イエスを信じ父母に孝行にして若し其人此地に生命  
 の長からざる時は何國にて永生るとを得る乎

○天國に於て之を得るなり  
 人に對して爲べきとの中最も大切なる誠は何ぞ乎

○第五誠即ち父母に孝行するとなり  
 人の親たる者は誰の代理なる乎

○天の父の代理なり  
 ○其父母に従はずして天の父に従ふとを得べき乎

○其否得べからず  
 ○此ヶ條は父母の外また誰を敬ふとを教へ給へる乎



○ 凡て長上を敬ふなり

○ 長上に對して敬事を公會問答は如何に教ゆる乎

我父母を愛み敬ひ助け且皇帝と官員を敬ひ之に遵ひ

また總て我司長師匠及び牧師會師に服し總て我より

貴者に謙りて敬ふべし……聖公會禱文 百七十八頁

○ 汝第六誠を讀きかすべし

(六) 汝殺す勿れ

○ 此夕條は如何なる意味ぞ乎

行と言と思とを以て人を害するとを禁し給ふなり

○ イエスは此夕條を何と説き給ひし乎

兄弟を憎む者は即ち此誠を犯せる者なりと 太五ノ

○ ヨハナは之に就て何と云ひし乎

○ 凡そ兄弟を憎む者は即ち人を殺す者なりと 約壹十五、

○ 自己に害をなす者は如何に取扱ふべき乎

イエスは曰はく爾曹の敵を愛み爾曹を誣ふ者を祝し爾

曹を憎む者を善視し虐遇迫害者の爲に祈禱せよと 太

四十四

○ パウロは之に就て何と云ひし乎

爾の仇もし飢なば之に食はせ若し渴かば之に飲せよ

……なんぢ惡に勝る、勿れ善をもて惡に勝べしと 羅

二十ノ

○ 人を殺せし始祖は誰ぞ乎

惡魔なり 約八ノ

○ 此世に於て始めて人を殺せし者は誰ぞ乎

弟アベルを殺せしカインなり創四ノ八、

○最も罪なき血を流せし者は誰ぞ乎約壹三ノ十二、

イエスを殺せしユダヤ人なり

○キリストの門徒は如何にして此誠を守るべき乎

キリストの我等を免し給ふ如くに我等も人を免すべ

し太六ノ三十二、

○國の刑法に據て人を殺すとを得べき乎

良民を護る爲に罪人を處刑とを得べし創九ノ六、一、四、

○此ヶ條を犯ざるには如何に爲べき乎

其心と目と舌と手とを慎むべし

○是等の中最も肝要なる者は何ぞ乎

心なり心は他の者を總括ればなり

○人若し我等に對て怒れる時は如何にすべき乎

語を和げて之を宥むべし

○人若し我を凌ぎ侮らば如何にすべき乎

柔和にして忍耐ぶべし

○此ヶ條は何を教へ給ふぞ乎

兄弟を愛むとを教へ給ふなり羅十三ノ

○此ヶ條は人に對して爲べきとを何と教へ給ふ乎

言と行を以て人を害はず凡て自己の行を方正し心に

根惡を含まざるを教へ給へり

○汝第七誠を讀まかすべし

(七)汝姦淫する勿れ

○此ヶ條は何の意味ぞ乎

淫褻なる思を發し淫褻なる言を云ひ淫褻なる事を爲  
を禁じ給ふなり

○イエスは此の條を何と説き給ひし乎

凡そ婦を見て色情を起す者は中心すでに姦淫したる  
なりと太五ノ二十八

○凡て淫褻なるとは何れより發る乎

皆心より生ずるなり

○如何にして其心を脩むべき乎

己を誘ふ所の淫褻なる新聞紙淫褻なる小説書を読む  
と又淫褻なる圖書を覽るとを禁ずべし是は心を清潔  
おさむる一の方法なり

○此他に心をおさむる方法ある乎

然り惡き思想を直に捨つべし

○惡き思想を去るに最も適宜方法ある乎

神に祈禱り勵みて勞働き常に義きとを念ふべし

○五官の中に於て最も心を誘ふ者は何ぞ乎

目なり

○此眼に因て大罪を犯せし者は誰ぞ乎

ユダヤ國の王デビデなり母後十章

○心と目の外にまた何を慎むべき乎

口を慎むべし箴六ノ二

○口に於て何を慎むべき乎

凡て耻べきとを云ふを慎むべし

○イエスは口より出るものを何と曰ひし乎

口より出るものは是人を汚すなりと太十五

○何故斯の如く口の言を慎み重する乎

イエス曰はく爾そのいふとろの言に由て義とせられ

又其いふ言に由て罪ありとせらるゝなりと太十七ノ

○口を慎むに最も善き方法ある乎

薄情不信無益なる言を出す勿れ

○其外何を慎むべき乎

凡て肉體の不潔なるものを慎むべし哥前三ノ

○何故にこれを慎むとぞ乎

我等は即ちキリストの肢體なればなり哥前十二ノ

○パウロは我等の肉體を何と云ひし乎

神の殿なりと云へり哥前三ノ

○人その肉體の淫欲に従ひし結果は何ぞ乎

現世に於ては耻辱と艱難を受け來世に於ては刑罰を

受るなり

○此ヶ條は人に對して爲べきとを何と教へ給ふ乎

諸事をひかへめにして貞節を守るべきとを教へ給へ

○汝第八誡を讀きかすべし

(八)汝盜むなかれ

○此ヶ條は汝に何を教へ給ふ乎

決して人の物を盜むとなく只正直に其營業を爲して日

々の入費を儲るを教へ給ふなり

○たゞ盜むとのみを禁じ給ふ乎

- 否詐偽取財とをも禁じ給へり
- 如何にして之を慎むべき乎
- 賣買取與のとき殊て之を慎むべし
- 若し賣品に欠損あるひは不足ある時は如何に爲すべき乎
- 必ず前以て買人に告知らすべし
- 負債を爲すとを禁じ給ふ乎
- 返濟すと能ざるものを借用するとを禁じ給へり
- 主人たる者は如何にして此少條を守るべき乎
- 備人及び僕婢等に正しく其給料を與ふべし利十九ノ十三、西四ノ一
- 臣僕あるひは備人たる者は如何にすべき乎弗六
- 眞實に其職分を盡すべし弗六

○ 汝第九誠を讀さかすべし

(九)汝其隣人に對して虚妄の證據をたつるなかれ

○ 隣人とは何の意味ぞ乎

○ 隣み助くべき人は皆隣人なり路十ノ廿九以下

○ 此少條は何を禁じ給ふ乎

○ 己の舌に任せて邪を云ひ或は偽嘘讒謗とを禁じ給ふ

なり

○ 此少條は人の過失を云ひあらはすとを許し給ふ乎否や

○ 或る時之を云ふとを得るなり

○ 何時人の過失を云ふとを得るぞ乎

○ 其人の過失を糺し又他人の過失を語て人を警戒め或

は諫るときなり

○凡の人の過てるをば聞く時は之を虚言と推知べき乎  
 否虚言とおもふべからず  
 ○如何なるを虚言と推知べき乎  
 心中に人を欺かんと欲して云ふときは即ち虚言なり  
 ○譏謗とは如何なる意味ぞ乎  
 言を飾て人を害ひ或は人の悪評をなす等なり  
 ○此ヶ條を守るに何を慎むべき乎  
 其舌を慎むべし箴ノ十八  
 ○ヤコブ之に就て何と云ひし乎  
 舌は即ち火即ち悪の世界なり舌は百體の中に備りありて全體を汚し又全世界を燃すなり舌の火は地獄より燃出づと雅三ノ六

○ヤコブ猶ほ云へるとある乎  
 然りそれ各類の獸禽昆蟲海に在もの皆制を受く又既に人に制せられたり然と人誰も舌を制し能はず乃ち抑へがたき悪にして死毒の充るものなりと雅三ノ七、八  
 ○此ヶ條は人に對して爲べきとを何と教へ給ふ乎  
 我舌悪口、虚言、讒言せざるを教へ給ふなり  
 ○汝第十誠を讀きかすべし  
 (十)汝其隣人の家を貪る勿れ又汝の隣人の妻及び其僕、婢、牛、驢、馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪る勿れ  
 ○此貪心は如何なるを爲ぞ乎  
 我等を誘ひて神の誠を犯さしむるなり  
 ○此ヶ條は何を教へ給ふ乎

他人の所有物を貪り欲せずたゞ其職分を盡して生活すべきとを學び且勤むることを教へ給ふなり

○人學勤ずして物を得んと欲して之を得べき乎

否得べからず人はたゞ勉學びて働かば之を得べし後

十三、

○如何にして日々の生活を爲すべき乎

正利を得て生活を爲し決して人を欺きて利を謀ると勿

れ

○誰が人に身分を與たる乎

神之を與へ給へり

○神の與へ給ふ身分とは何ぞや

學術或は商業或は職藝等ハすべて神の與へ給ふもの

なり

○神の與へ給ひし身分に於て汝何を爲す乎

勉て我職分を盡すなり

○何ヶ條に於て身分の中に其職分を盡すべきとを教へ給

へる乎

十ヶ條は凡て之を教へ給へるなり

○ダビデは何をか貪て此ヶ條を犯せし乎

人の妻を貪て之を犯せり母後十章

○是に就て仍ほ他の罪を犯せし乎

然り姦淫と兇殺の罪を犯せり

○ダリヨス王の官吏等は何を貪りし乎

ダニエルの職を貪れり但六章

○之を貪りしに因て如何なる結果ありし乎

ダニエルを殺さんとして却て其身を殺せり

○イエスの使徒ユダは何を貪りし乎

金を貪れり 太廿六ノ十

○之を貪りし結果は何ぞ乎

イエスを售て己が身を亡せり 路廿七ノ三、四、五、六、七、八、

○此ヶ條は人に對して我等の爲すべきとを何と教へ給ふ

乎 他人の所有物を貪り欲せず神の與へ給ひし身分に於

て足ることを知り神を敬ふべし 提前六

○以上の六ヶ條は汝に何を教へ給へる乎

人に對して我等の爲べきとを教へ給へり

○人に對して我等の爲べきとをイエスの云ひ給ひしを聖

書に何と記せし乎

己の如く爾の隣を愛すべしと 太廿九



○第二章 主禱

○祈禱とは何ぞや

神に願ひ求むるとなり

○祈禱の基礎は何ぞ乎

神の活て在ますとを信するなり

○何故に神に祈禱する乎

神は我等に萬物を與へ給ふの權力あればなり

○イエスは祈禱を爲す者に何を約し給ひし乎

汝等祈禱るときに信じて願ひ、其願ふ所のものを與

ふべしと約し給ひたり太廿二、

○イエスハ其使徒に祈禱を教へ給ひし乎

然り今の主禱文是なり即ち

天に在す、我儕の父よ、願くは(一)聖名を尊崇させ給へ、(二)爾國を臨らせ給へ、(三)爾旨の天に成ごとく地にも成させ給へ、(四)我儕の日用の糧を今日も與へ給へ、(五)我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免し給へ、(六)我儕を試探に遇せず悪より拯出し給へ國と權と榮は爾の窮なく有ち給ふ所なりアーメン太六ノ九、一十三、

○此禱文を以て誰に願ふべき乎

主なる神乃ち天に在す父に願ふなり

○何故に神と父と稱ふる乎

神は總て人間の造主なる故に父と稱ふるなり殊に恩寵に因て信者の父なればなり約壹三

○然ば之に對する義務は何なる乎

常に神の恩恵を忘るゝとなく孝順の心を以て神に事  
ふべし非一又總て人は皆同胞なる故彼等の爲懇に降  
福を願ふべし提前三

○此禱文は天父に幾個の事を願ふ乎

六の事を願ふなり

○第一の祈を何と云ひし乎

聖名を尊崇させ給へ

○聖名を尊崇させ給へとは何の意味乎

萬民をして盡く神の聖名を敬ひ愛ませ給へと云ふ義  
なり

○神の聖名を誠に能く敬ひ愛むとせば如何にして顯すべ  
き乎

常に神の聖旨に順ひて之を顯すなり

○第二の祈は何と云ひし乎

爾國を臨らせ給へ

○爾國とは誰が國ある乎

神の國なり

○其國の民は誰なる乎

神を愛しみ之に事ふる者は皆其國の民なり

○爾國を臨らすとは何の意味ぞ乎

總の人盡く神を愛みて之に事へまつるの秋を到らせ  
給へと云ふ義にして則ち世人を盡く天國の民となし  
給へと禱るなり

○然ば如何にして汝獨其國を疾く臨らせ得る乎

神を愛みて能く之に奉事する者は即ち其心の中に早や

○第三の祈の何ぞ乎

爾旨の天に成ぶとく地にも成させ給へ

○神の聖旨は如何なる者ぞ乎

總の人の全く神の典に順ひて聖とならんことを欲し給

ふなり

○神の聖旨は天に於て如何に行はるゝ乎

全く能く行ゆるゝなり

○何故に畏るゝ所なく聖旨を行はせ給へと願ふ乎

神の全智全能にして人の爲に眞の利益となるものを

知召し且全く人を愛しみて至善ものを賜へ給ふによ

りてなり路十一

○神の聖旨の地に成るの結果の如何にあるべきぞ乎

罪惡、悲歎、苦痛等皆消滅るなり

○我等如何にせば能く此祈禱の意に協ふべき乎

力を盡して神の聖旨に協ふやうに行べし

○己の力にて神の聖旨に全く協ふとを得べき乎

否能はず故に扶助を神に禱るなり

○第四の祈の何ぞ乎

我儕の日用の糧を今日も與へ給へ

○然ば人間の常に神の守護を蒙れる乎

然りイエスの示し給へるに人の其髮の數をも神に

數へられたりと路七十二

○其他にも神の常に護り給へると示し給ひしとある乎  
然り神の許さる時一羽の雀も地に墮るとなし太

九ノ廿

○此語を以て何を教へ給ふ乎

神の雀だに棄ずして守り給へば況て之より貴き人間

をば如何で棄給ふとのあるべきぞと教へ給へるなり

○日用の糧といたゞ肉體の糧のみを云ふ乎

然らず靈魂の糧をも願へるなり且糧といたゞ雷に糧食の

みと謂にわらず凡て必要の物を指すなり

○現世の願へ如何なる事に注意して祈るべき乎

只神の聖旨に協ひたる事のみを願ふべし

○神の人間に對して如何なるを欲し給ふ乎

衆人皆神の扶助を受けて永遠命を保有たんとを欲し給

ふなり

○然らば現世の願に於て神は聖旨に協ひざるをも仍聽

し給ふ乎

否必ず聽し給ひざるなり

○現世の幸福の神の扶助と受るの障碍となる乎

神よりも仍この世の幸福を重するときは即ち障碍と

なるなり提前六ノ九、十

○第五の祈は何ぞ乎

我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免し

給へ

○神は何に因て我等の罪を免し給ふ乎

十字架に釘られて死し給ひしイエスキリストの功績  
 に對じて免し給へるなり弗一七  
 ○我等に罪と犯す者を免さずとも神は我等の罪を免し給ふ乎  
 否太六十五必ず免し給はざるなり  
 ○己の睦み親む所の人ののみ免すべき乎  
 然らず仇雙の罪をも免すべきなり  
 ○仇雙を免すについてイエスの教へ給ひしとある乎  
 然り其仇を愛し爾曹を憎者と善し詛者を祝し虐遇者の爲に祈禱せよと命令し給へり路六七八  
 ○イエスは又仇雙を免すの規鑑を示し給ひし乎  
 然り十字架に懸りて死し給ふ時に己を殺せる人の免

されんとを祈り給ひしなり路廿三十四  
 ○第六の祈は何ぞ乎  
 我儕を試探に遇せず悪より拯出し給へ  
 ○人の總て罪惡又試みられ誘はるゝとある乎  
 然り人皆罪惡に試みらるゝとあり  
 ○其例を擧て聞せよ  
 或人は舌の欲に誘はれて恣に飲み飽まで食して其身を害する等なり  
 ○其外如何なるとに試みらるゝ乎  
 目の見る所より誘はれて過分の驕奢を爲し或は姦罪盜罪等に陥るとあり  
 ○其他如何なるとに試みらるゝ乎

○其心の高慢に誘はれて己の智識端正を頼み或は富強に誇りて他人を卑め輕ずる等なり

○其誘惑を防ぐべき力を祈求ば神之賜へ給ふ乎

○必ず賜へ給ふなり且神は素より人間の防ぎ得ざる程に試みるとを聽し給はざるなり

○人若し神の扶助によりて其誘惑を防ぐ時は如何なる益ある乎

○其心確定ていよく正義なるなり

○其例をあげよ

○譬ば人常に腕を用れば強くなり用ざれば漸々に弱くなるが如し

○然らば人の心も之と均しき乎

然り人常に其試を防ぐ時は漸々に其心強くなりていよく防ぎ易きに至るなり

○祈禱の終にある國と權と榮は窮なく爾の有ち給ふ所なりとは何のわけなる乎

○神を讚美する爲に附加へたるものなり

○アイメンと云ふ語の意味は何ぞ乎

○誠に斯の如く願ふと云ふ意味なり

○之は何時の比より用ひ來し言なる乎

これはユダヤの語にして數千年來神を信する人其祈禱の終る毎に用る語なり

○第三章 使徒信經

○汝如何にして神を敬ふ乎

誠に神の教誨を信じ其律法を守るべし是れ神を敬ふ

なり

○何に因て其教誨を學ぶことを得べき乎

聖書に因て學ぶとを得べし提約五ノ三十九、五ノ十七、

○何を以て聖書の要略を知るべき乎

使徒信經を以て之を知るべし

○使徒信經は何箇條あり乎

十二箇條あり、即ち

(一)我は天地の造主能はざる所なき父なる神を信ず(二)我は其獨子我等の主イエスキリストを信ず(三)彼は聖

靈によりて孕みし處女マリアより生れ(四)ポンテナピ

ラトの時苦を受け十字架に釘られ死して葬られ(五)陰

府に下り(六)三日目に死人の中より復活り(七)天に昇り

能はざる所なき父なる神の右に坐し(八)彼處より生る

人と死せし人を裁判せんが爲に來り給ふ主を信ず(九)

我は聖靈を信ず(十)我は聖公會聖徒の交接(十一)罪の赦

免(十二)身体の復活永遠き命を信ずアーメン

○信經の第一箇條は何ぞ乎

(一)我は天地の造主能はざる所なき父なる神を信ず

○汝が信ずる所の神は誰なる乎

天地と萬物を創造り給ひし神なり徒創一七ノ一、二、四

○ 否形いなかたち体たいなくな惟靈たいていのみなり西一ノ十五  
 ○ 然さば何なにを以もつて神かみあるとをし知るべき乎や  
 ○ 其その創造つくりり給たまひし物ものを以もつて知るし羅一ノ二十、  
 ○ 又また其外ほかに證據しやうこある乎や  
 ○ 然しかり萬國ばんこくの人民じん皆神かみあるとを信しんず是れ其證據しやうこなり  
 ○ 神かみは如何いかにして在います乎や  
 ○ 神かみには始はじめなく終おわりなく自然じぜんに在いませり賽四十四ノ六一ノ八  
 ○ 神かみは全まったく善よなる乎や  
 ○ 然しかり全まったく善よなり雅一ノ十三全三ノ三  
 ○ 何故なに我等われら神かみを父ちちと稱なづふる乎や  
 ○ 人々ひとびとを造つくり給たまひし故ゆゑなり詩百ノ三  
 ○ 其他ほかに神かみを父ちちと稱なづふる所以ゆゑある乎や

然しかり神かみはイエスの血ちを以もつて我等われらを贖あがなひ給たまひし故ゆゑなり  
 ○ 神かみは就中とつち信しんずる人ひとの父ちちなる乎や  
 ○ 然しかり信しんじて洗禮せんらいを受うし人ひとは神かみの愛子あいしなるが故ゆゑなり二約  
 ○ 神かみは如何いかなる父ちちと名稱なづくる乎や  
 ○ 能あたはざる所ところなき父ちちと名稱なづく太十九ノ廿六路一ノ三十七  
 ○ 神かみは何なにを知しり給たまふ乎や  
 ○ 凡すべて知しらざる所ところなし徒十五ノ十八約三ノ廿  
 ○ 神かみは何なに處ところに在います乎や  
 ○ 凡すべて在いまざる所ところなし詩百卅九ノ七十、耶二十三ノ  
 ○ 神かみは何なにを造つくり給たまひし乎や



天地と其間の見ゆる物と見えざる物を造り給へり創

西一章、十六

○何をみゆる物と云ふ乎

人類禽獸其外凡て眼に見ゆる物を云ふなり

○何をみへざる物と云ふ乎

天使靈魂等凡て眼に見へざる物を云ふなり

○造るは如何なる意味を乎

無より物を創造ると有より物を造るの意義なり

○神は無より物を造り給ひし乎

然り元始に神天地を造り給へり創一

○神は有より物を造り給ひし乎

然り萬物是なり創七

○人は如何にして物を造る乎

人は神の既に造り給ひし物を以て之を造るなり

○此外に神の物を造り給へると人の物を造るとの差別ある乎

神は其造る物に生命と生々の勢力を興へ給へど人は唯無生物を造るのみ

○其外に神の能はざる所なき證據ある乎

神は萬物を保ち萬事を治め給ふ是れ其證據なり來三一

○然ば我等神に對して何を爲すべき乎

神を恭敬ひ倚頼み其聖旨に従順ふべきなり

○神は何体ある乎

神は何体ある乎

○ 獨一體なり申六ノ四可十二ノ廿九

○ 獨一體の神に何位ある乎太二ノ十八ノ十九

○ 三位あり聖父聖子聖靈是れなり哥後十三ノ十四

○ 三位の中に大小前後の差別ある乎

○ 大小前後の差別なく唯一性一体の神なり

○ 三位の中世に降り給ひしは孰ぞ乎

○ 信經の第二箇條は何ぞ乎約三ノ十八

○ (二)我は其獨子我等の主イエスキリストを信ず(イエスとハ人の名に)

○ イエスは誰の子なる乎してキリスト

○ 神の御子なり羅路一ノ三十五

○ 神は他に斯の如き御子ある乎

○ 否イエスのみ神の獨子なり同約三ノ十六

○ 何故イエスを神の獨子と云ふ乎

○ 然ばイエスは本性も本体も神と同様なるが故也九腓一五

○ 然りイエスは神なり腓二ノ六

○ 我等如何にしてイエスを恭敬ふべき乎

○ 聖父と同様に恭敬ふべきなり約五ノ

○ 惟神のみ受くべき恭敬の中に於て如何なる恭敬を其御

○ 子に授け給ひし乎

○ 崇拜ことなり來六一

○ イエスは誰の主なる乎

○ 全世界の人の主なり 太二十八ノ十八

○ イエスは如何なる意味を乎 太二十一ノ

○ 救主と云ふ意義なり 太二十一ノ

○ 神の第二位を何故イエスと云ふ乎

○ 世界の人を罪より救ひ給ふ故なり

○ 此事實は聖書の中に記載さるゝ乎 馬太傳第一章二十一節に記載せり

○ イエスは萬民を救ふとを得給ふ乎

○ イエスを頼みて神に就る者は盡く救ふとを得給ふべし 二來七ノ

○ 何に由て救ふとを得給ふ乎 我等の爲に死し給ひしに由てなりノ羅八

○ キリストとは如何なる意義を乎 膏を注がれし人と云ふ意義なり

○ 膏を注がれし人と云ふ意義なり キリストとはギリシヤの語

○ 何故イエスをキリストと稱ふる乎 意味は同し

○ 膏を注がれし人と云ふ意義なり キリストとはギリシヤの語

○ 何故イエスをキリストと稱ふる乎 意味は同し

○ 膏を注がれし人と云ふ意義なり キリストとはギリシヤの語

○ 何故イエスをキリストと稱ふる乎 意味は同し

○ 膏を注がれし人と云ふ意義なり キリストとはギリシヤの語

○ 何故イエスをキリストと稱ふる乎 意味は同し

○ 膏を注がれし人と云ふ意義なり キリストとはギリシヤの語

○ 何故イエスをキリストと稱ふる乎 意味は同し

○ 膏を注がれし人と云ふ意義なり キリストとはギリシヤの語

○ 何故イエスをキリストと稱ふる乎 意味は同し

未來の事を述べ又我等に爲すべき事を教へ給ひし故

なり徒三ノ二

○祭司長の職とは何なる乎

人に代りて神に犠牲と献げ且祈禱るなり

○何故イエスと我等の祭司長とする乎

イエスは自己の身体を十字架に上げて犠牲となし又

天に在して我等の爲に恒に祈禱り給ふが故なり來九

八同七ノ廿五

○王の職とは何なる乎

人民の爲に律法を設け又其敵の攻襲に遇はざる様に

保護るなり

○何故イエスを我等の王とする乎

イエスは我等の爲に律法を設け又悪魔の迫害に遇は

ざる様保護り給ふが故なり賽九ノ六、七路

○信經の第三箇條は何ぞや

(三)彼は聖靈によりて孕みし處女マリアより生れしを

信す

○イエスの生れ給ふとは幾年以前に於て預言ありし乎

イエスの降世七百年前にイザヤ之を預言せり賽七ノ

○此預言は新約書の中に抄録さる乎

然り馬太傳第一章二十三節に處女孕みて子を生まん

其名をインマヌエルと稱ふべしとあり

○イエスの生れ給ふとに就て最初の預言は幾年以前なる

乎

四千年以前に神曰く婦の苗裔蛇の頭を碎かんと創三ノ

○イエスの如何にして世に降臨り給ひし乎

處女マリヤを擇み母として生れ給へり

○如何にして處女はイエスを産し乎

聖靈マリヤの身に臨り至上神の大能處女の身を庇ふ

に由て孕めり故に其生し子を神の御子と云ふなり一路

五ノ卅

○イエスは人なる乎

然り人なり提前二

○何故イエスを人と云ふ乎

靈魂と身体ある故なり

○イエスは我等を體恤る程の人性ある乎

然り希伯來書第四章十五節に我等が荏弱を體恤こと

能ざる祭司の長は我等に非ず彼は凡の事に我等の如

く誘はれたれど罪を犯さざりきとあり

○イエスは我等と均しく其靈魂と身體に苦痛を覺へ給ひ

し乎

然り全く我等と均しかりき約十三ノ二十八

○其死も亦我等と同様なりと乎

然り路加傳第二十三章四十六節にイエス大聲に呼り

曰ひけるは父よ我靈を爾の手に託く如此いひて氣絶

ゆとあり

○イエスは何處にて生れ給ひし乎

ニダヤのベツレヘムと云ふ邑なり太二

○如何なる處に生れ給ひし乎  
 ○廐の内にて生れ布に裹て槽に臥せたり路七二  
 ○イエスは斯の如く生れ給ひしとに由て我等の學ぶべきとは何ぞ乎  
 ○富貴榮華を輕蔑し且謙遜るべきとを學ぶなり  
 ○イエスの世に降り給ひしとを常に忘れざる爲に聖公會に於て何の日を守る乎  
 ○イエスの降誕日を守る即ち十二月二十五日なり  
 ○信經の第四箇條は何ぞ乎  
 ○(四)ポンテチピラトの時苦を受け十字架に釘られ死して葬られしを信す可十五ノ十五一  
 ○ポンテチピラトは何地の人なる乎

○ローマの人にしてユダヤの宰司なり  
 ○ローマは何地なる乎  
 ○イタリヤの首府なり  
 ○ローマの人にして何故ユダヤの宰司となりし乎  
 ○イエスの時ユダヤはローマの屬國なりし故なり  
 ○何故信經にイエスはポンテチピラトの時苦を受け給へりどある乎  
 ○預言者の言ひしとが應ひしを人に知らしめんが爲なり創四十九  
 ○イエスは此世に在せしと幾年なりし乎  
 ○三十三年と六箇月なり  
 ○イエスをポンテチピラトに訟へし者は誰ぞ乎

ユダヤ人なり太廿七

○ イエスを售渡せし者は誰ぞ乎

イエスの門徒の一人 イスカリオテのユダなり太廿六ノ十四廿五ノ

○ イエスは如何なる苦に遇ひ給ひし乎

靈魂と身體の苦に遇ひ給へり

○ イエスは何處にて最も大なる苦を其靈魂に受け給ひし乎

乎

ゲッセマチとゴルゴダにて之を受け給へり

○ ゲッセマチに於て如何なる苦に遇ひ給ひし乎

ゲッセマチの園中に於てイエス曰く我心いたく憂へ

て死ぬるばかりなりと太廿六ノ三十八ノ

○ 其時祈り給ひし事實は何ぞや

馬可傳第十四章三十五節にイエス少し進んで地に伏し祈り曰けるは若かなは、此時を去しめ給へと

○ 此時とは何の時を云ふ乎

愆ある者と共に數へられ衆人の罪を負ひ給ふの時なり賽五十二ノ

り賽五十二ノ

○ ゴルゴダに於て如何なる苦に遇ひ給ひし乎

聖父の顔を見るときを得給はざるの苦なり故に吾神吾

神何ぞ我を遣て給ふ乎と曰へり可卅四ノ

○ 何故に此苦を受け給ひし乎

自己の身體に我等の罪を負ひ給ひしが故なり彼前二ノ

九ノ二十八

○ イエスは其身體に如何なる苦を受け給ひし乎

○何時いつ饑う餓への苦くるしみを受け給たまひし乎や

○何時いつ饑う餓への苦くるしみを受け給たまひし乎や

野のに於おて四十しじゅう日間にちのあひだ晝ちゆう夜や斷だん食じきの後のち饑う餓へ給たまへり太四ノ二

○イエスの斷だん食じきを忘わすれざる爲ために聖せい公會こうかいに於おて何いつれの日ひを守まもる乎や

○四十しじゅう日にちの大たい齋さい節せつなり

○何時いつ渴かの苦くるしみを受け給たまひし乎や

○何時いつ渴かの苦くるしみを受け給たまひし乎や

○無いへ常なま居きとに就つて如何いかに曰のたまへり約廿九ノ八

○無いへ常なま居きとに就つて如何いかに曰のたまへり約廿九ノ八

○狐きつねは穴あなあり天そら空うらの鳥とりは巢すあり然しかども人ひとの子こは枕まくらする

所ところなしと曰のたまへり五路九ノ八

○イエスは祭さい司し長のちやうの家いへに於おて其その身からだ體たに如何いかなる苦くるしみを受け

給たまひし乎や

人ひと其その面おもてに唾つばし且かつ拳こぶしにて撃うり又また或ある人ひと彼かれを批たきたり太六ノ廿

六十

○ポントチピラトの兵へい卒そう等らイエスを如何いかなせし乎や

棘いばらの冕かんむりをイエスの首かぶに冠かむらしめ嘲てう弄ろうし又また之これに唾つばせり太七ノ廿

七ノ廿九

○ポントチピラトはイエスを如何いかなせし乎や

イエスを鞭むち撻うちて十字じゅうじ架かに釘つん爲ために付つしたり太廿七ノ六

○イエスは甘あまじて苦くるしみに遇あひ給たまひし乎や

我等われらを救すくはんぞ欲ほつするは由よて甘あまじて苦くるしみに遇あひ給たまへり

太十八ノ十一

○イエスは如何いかなる罪つみに由よて刑けい罰ばつを受け給たまひし乎や



イエスは秋毫も罪なけれども我等の罪を負擔て罰を受け給へり彼前五十三ノ五十一

○キリストは罪なしと證明せし者は誰ぞ乎

彼を售渡せしユダ太四廿七其罪を擬定めしピラト路三ノ廿

二廿彼を嘲弄せしヘロデ路十廿五是なり

○キリストの苦に由て我等は如何なる慰を受くべき乎

希伯來書第二章十八節にキリスト自ら誘はれて艱難を受けたれば誘はるゝ者を助け得るなりと是其慰なり

○キリストは我等の爲に式を遣し給ひし乎

彼得前書第二章廿一節にキリスト爾曹の爲に苦を受け爾曹をして己の跡に隨はしめんとて式を爾曹に遣

し給へばなり

○キリストは艱難に遇ふ時如何爲し給ひし乎

彼得前書第二章廿三節に彼訴られて訴らず苦られて厲言を出さず只義を以て鞠く者に之を託たり

○キリストは如何なる罰を受けて死し給ひし乎

十字架に釘られて死し給へり太廿五

○是は最も苦しき死様なる乎

然り至て苦しき死様なり

○是は又耻べき死様なる乎

然り故に聖書に曰くイエスは忍びて十字架の耻を厭

○イエスは何故世に降臨り給ひし乎

ひ給はずと來十二

自ら曰く人の子の來るは衆人は代て生命を予へ其贖  
みづかのたまはひとこきたるはおほくのひとかはりいのちをあたそのがかひ  
 とならん爲なり太廿ノ  
 ○斯なし給ふは何の證據なる乎  
わたれら我等を深く愛し給ふの證據なり約十五  
 ○イエスは何處に葬られ給ひし乎  
そのでし其弟子の墓に葬られ給へり太廿七ノ五十  
 ○イエスを葬りし者は誰なる乎  
アリマタヤのヨセフとニコデモ等なり  
約十九ノ三十  
 ○ヨセフは如何なる人ぞ乎  
富める五十廿七ノ且貴き議官可十五又神の國を望る  
善且義なる人にして陰にイエスの弟子となりし者なり

○ニコデモは如何なる人ぞ乎  
ユダヤ人の宰にてパリサイの人なり彼は夜竊にイエ  
スに來りし者なり約一三  
 ○此二人をして公然にイエスを信認せしめたるものは何  
ぞ乎  
其死なり其死は人をして信認せしめたと其行爲よ  
りも尙ほ多し  
 ○イエスは預て其死の結果は斯あらんと曰ひし乎  
然り自ら曰く我若し地より擧られなば萬民を引て我  
に就らせん約十二  
 ○イエスの苦を受け十字架に釘られ死して葬られ給ひし  
とを信すれば何の益ある乎

苦と死の時を安んじ墓に入るとを怖れざるの益あり

來二ノ十五

○イエスは一週間の第幾目に死し給ひし乎

第六日の金曜日なり約十九ノ十四、三十一ノ十四、十二

○イエスの死し給ひし日を常に忘れざる爲に聖公會に於

て何の日を守る乎

受苦日即ちイエスの苦を受け給ひし日を守るなり

○信經の第五箇條は何ぞ乎

(五)陰府に下るを信ぜ徒二ノ廿七

○陰府とは何ぞ乎死より裁判の日に至るまで死せし人の靈魂の止る處

なり

○陰府に於て靈魂の狀態は如何なる乎

或は苦痛に居る者もあり又安樂に居る者もあるなり

路十六ノ二十

○イエスの死後其靈魂は何處へ往き給ひし乎

陰府に下り給へり路二十三ノ四十三、徒二ノ三十一

○何故イエスの靈魂は陰府に下り給ひし乎

凡て我等と同様なるを欲し給ひし故あり來二ノ十、七

○此箇條より我等何を學ぶべき乎

イエス我等に先て陰府に下り給ひし故我等の靈魂陰

府に往くを恐懼るべからざるを學ぶなり

○信經の第六箇條は何ぞ乎

(六)三日目に死人の中より復活るを信ず太廿八章

○ イエスは死人の中より復活るとを自ら預言し給ひし乎  
 然り十字架に釘られ第三日に甦るべしと明に弟子に  
 言ひ給へり太廿九  
 ○ イエスの復活を證明せし者は誰ぞ乎  
 信者不信者を問はず皆之を證明せり  
 ○ 其信者とは誰ぞ乎  
 十一人の使徒と五百人の信徒なり哥前十五ノ五、  
 ○ 其不信者とは誰ぞ乎  
 其墳墓を守兵と祭司長老等なり太廿八  
 ○ イエスの復活の身體は十字架に釘られ給ひし身體の證  
 據ある乎  
 然り使徒トマス其復活を疑ふが故にイエス彼に曰け

るは爾の指を此に伸て我手を見爾の手を伸て我脅に  
 させ信せざる勿れ信せよ約廿七ノ  
 ○ イエスの復活に因て我等の確知べき事實は何ぞ乎  
 イエス我等の罪を贖はん爲に十字架の上に捧げ給ひた  
 る犠牲を神の受け給ひし事實を知るなり  
 ○ イエスを神の御子と云ふ其證據は何ぞ乎  
 其證據多し其中復活を以て第一の證據とす徒十三ノ卅三、  
 ○ イエスは死して第幾日に復活給ひし乎  
 第三日に復活給へり太廿九ノ四  
 ○ 一週間の何の日に復活給ひし乎  
 日曜日あり故に此日を主日と云ふ太廿八ノ一  
 ○ イエスの復活を常に忘れざる爲に聖公會に於て何の日

を守る乎

復活日を守るなり

○イエスの復活に因て我等何を望むべき乎

罪の赦さるゝとと靈魂の救はるゝとを望むべし羅四ノ

○イエスの復活の格別に何の益ある乎

我等の甦るべきとを信する心を堅するの益あり五前ノ廿

○信經の第七箇條は何ぞ乎

(七)天に昇り能はざる所なき父なる神の右に坐するを

信す可十六

○イエスは復活て此世に幾日在せし乎

四十日在せり徒三一

○四十日の後何處へ往き給ひし乎

天に昇り給へり路廿四ノ五十一

○天に昇るを見し者は誰ぞ乎

十一人の使徒なり徒九

○イエスの天に昇りしを常に忘れざる爲に聖公會に於て

○何の日を守る乎

昇天日を守るなり

○イエス未だ難に遇ひ給はざる時其使徒に向て天に昇り

し後何を賜はらんと約せ給ひし乎

○此は即ち真理の靈なり約十四ノ

○モーセの律法の中に於てイエスの天に昇るを擬へる表

祭司長の年々一度聖殿の至聖所に入るを以て其表影  
 どなせり利十六ノ二  
 ○何を携へて其至聖所に入りし乎  
 罪祭の血を取て贖罪所に灌げり  
 ○何故其血を灌ぎし乎  
 自己の罪とイスラエルの舉民の罪を贖はんが爲なり  
 ○イエスは如何にして此表影に應ひ給ひし乎  
 我等の祭司长なるキリストは己が血を以て眞の至聖  
 所なる天に入り給へり來九ノ一  
 ○イエスは何と爲さんが爲に天に昇り給ひし乎  
 我等の爲に所と備へんが爲なり約二十四  
 ○一所の備はりし後何を爲さんと約し給ひし乎

復降臨て爾曹を我に納くべしと約し給へり約三十四  
 ○何の爲に斯く約し給ひし乎  
 イエス曰く我居る處に爾曹をも居らしめん爲なりと  
約三十四  
 ○マリアの子にして神の子なるイエスは今神の右に坐し  
 給ふ乎  
 處女マリアより生れ十字架に釘られ死して葬られた  
 るイエスは今神の右に坐し給へり弗十四  
 ○神即ち聖父の右に坐し給ふとは如何なる意ぞ乎  
 聖父の右は天に於て最も尊き處なり弗二ノ九廿一  
 ○今イエスは如何なる權ある乎  
 天地の全權を掌握給ふなり太廿八

○其權は何の爲に用ひ給ふ乎

聖公會に恩寵を施す爲に用ひ給ふなり弗四ノ十一、

○イエスの世に生れ給ひしとは何よ因て我等に幸福ある

乎

人性を取り給ひしに因て幸福あり約一、

○其死に因て何の幸福ある乎

人性を以て我等の罪を贖ひ給ひし幸福あり

○其葬に因て何の幸福ある乎

我等望を懷て墓に寝ぬべき幸福あり

○其陰府に下り給ひしとに因て何の幸福ある乎

我等の靈魂陰府に棄置れざるの幸福あり

○其復活に因て何の幸福ある乎

キリスト人性を以て死と陰府に捷て我等を死と陰府

○其昇天に因て何の幸福ある乎哥前十五ノ

人性天に昇るの幸福あり

○其神の右に坐し給ふとに因て何の幸福ある乎

キリスト我等の祭司長となりて恒に我等の爲に祈り

給ふの幸福あり來七、

○キリスト我等に代りて聖父に祈り給へば何の益ある乎

聖父はイエスの爲に我等の祈禱を聽き罪を赦し靈魂

に勢力を添へ給ふの益あり來四、十五、

○信經の第八箇條は何ぞ乎

(八)彼處より生る人と死せし人とを裁判せんが爲に來

り給はんを信す太廿五ノ十一、十四、十五、

○イエスは天より再降り給ふべき乎太十六ノ廿七、

世界の末日に降り給ふべし徒一ノ六、十一、

○其時如何なる有様に降り給ふべき乎

○天使を率ひ聖父の榮光を以て降り給ふべし太十六ノ

○降りて何を爲し給ふ乎

○生る人と死せし人とを裁判し給ふべし提後四ノ一、

○生る人とは誰ぞ乎  
イエスの降り給ふ際に於て生存る人々是なり哥前五ノ十一、撒前四ノ十七、

○死せし人とは誰ぞ乎

其降り給ふ以前に死せし人々是なり

○其裁判の法は如何なる乎

イエス諸人の前に於て人々の行爲と言語と思想を裁

判し給ふべし其時信じて義ある人の靈魂も身体も共

に天に昇りて無疆き幸福を受け信せず義なき人は靈

魂も身体も共に無疆き苦楚と受くべし太廿五ノ卅一、

○死せし日より裁判の日に至る迄靈魂の状態は如何なる

乎  
信じてイエスに従ひし人は安樂に居り信せずして惡

を行ひし人は苦楚に居るべし路十六ノ二十一、二十五、同、

○信經の第九箇條は何ぞ乎

(九)我は聖靈を信す

○聖靈は我等の爲に何と爲し給ふ乎



我等を教へ悔るを助け又我等の心を潔め給ふなり約十

人は聖靈の助けなくとも悔改てイエスを信ずるとを得四ノ廿六全

○ 聖靈の助けなくば更に善を行ふとを得ざるなり哥前三

○ 神の甘じて聖靈を遣し我等を助け給ふ乎二ノ三十一

○ 我等祈らば甘じて之と遣すべしと神は約し給へり十路

○ 聖靈は曾て我等に何を教へ給ひし乎一ノ三十一

○ 我等が知る所の真道は其教へ給ひし者なり約十六

○ 其教へ給ひし真道は何にある乎約十七

○ 聖書は如何にして聖靈の誨へ給ひし者なる乎後提

○ 聖靈預言者及び使徒に感じて筆記せ給ひし書なり三ノ十六、彼後一ノ廿一

○ 聖靈は我等の爲に其外如何なるとを爲し給ひし乎徒一ノ八、

○ 使徒の神蹟を行ひしは我等の爲に何の益ある乎同二ノ四、

○ 此證據あるに由て真教我等に傳はれり可十六ノ二十、

○ 聖靈は何に就て悟らしめ給ふ乎約十六ノ四、

○ 約翰傳第十六章八節に曰く罪に就き義に就き審判に

○ 聖靈の恩賜は如何に區別する乎通常と非常とに區別す

○ 通常の恩賜とは何ぞ乎

仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信、溫柔、樽節等なり加五ノ

○ 非常の恩賜とは何ぞ乎

奇跡を行ひ預言をなし異方の言語を話す等なり哥前

十一ノ

○ 今公會に賜ふ者は通常の恩賜なる乎或は非常の恩賜なる乎

通常の恩賜なり

○ 我等の受るに必要となすべき恩賜は孰ぞ乎

通常の恩賜なり凡て信者は皆必ず之と受べし哥前十三

二十、太七ノ  
廿二、廿三ノ

○ 聖靈の使徒に感じ給ひしとを常に忘れざる爲に聖公會

に於て何の日を守る乎

聖靈降臨日を守るなり(聖靈の降るとは使徒行傳二ノ

二にあり)

○ 信經の第十箇條は何ぞ乎

(十)我は聖公會聖徒の交際を信す

○ 聖公會とは何ぞ乎

我等の主イエスキリストの自ら設立給ひし會なり此

會は天下に於て誠にイエスを信する人々を一統せし

會にして猶は一の身體の如し哥前一ノ廿二、廿三、同ノ廿七

○ 聖公會の頭は誰ぞ乎

天に在ますイエスキリストなり西一ノ

○ 誰を以てイエスの身體となす乎

○ 聖公會の人々なり哥前十二ノ

○ 人は何時つ聖公會の人となる乎太廿八ノ十九、

○ 洗禮を受し時よりなるなり哥前十二ノ十九、

○ 聖公會には法度掌管及び其事務を辨理人ある乎辨理人ある乎

○ 誰を以て聖公會の掌管及び事務を辨理人と爲す乎辨理人と爲す乎

○ 教師其職に任ず教師其職に任ず

○ 教師の階級は何等ある乎教師の階級は何等ある乎

○ 三等あり即ち監督會長會吏是なり提摩太、提多ノ兩

○ 始て聖公會の掌管と爲し者は誰ぞ乎提摩太、提多ノ兩

○ 使徒の後其職を襲し者の誰ぞ乎提摩太、提多ノ兩

監督なり

○ 監督は如何なる職務ある乎監督は如何なる職務ある乎

○ 聖公會を管轄し人を撰擧て教師と爲し又堅信禮を施し又聖公會の法度に從て教師教友を治むるの職務あり多一ノ五徒八、

○ 會長は如何なる職務ある乎會長は如何なる職務ある乎

○ 道を宣教へ又洗禮と聖餐禮を施すの職務あり道を宣教へ又洗禮と聖餐禮を施すの職務あり

○ 會吏の如何なる職務ある乎會吏の如何なる職務ある乎

○ 會長を補助し病人及び貧人を救助ふの職務あり徒六ノ

○ 聖徒は誰と共に交る乎聖徒は誰と共に交る乎

○ 神なる聖父聖子約壹一聖靈哥後十三と偕に交り又聖徒相互の交際約壹一あり

○如何にして神と交るべき乎  
 信仰と愛敬と祈禱と聖餐禮と以てす

○如何にして聖徒相互に交るべき乎  
 愛と相互の扶助と祈禱と聖なる禮と望を以てす徒二ノ

○我等の教會に於てハ聖公會と如何に説明す乎  
 得見なるキリストの教會は主を信する人の公會即ち  
 神の聖語を述べキリストの定め依順ひ總ての必要  
 なることに於て缺るなく正しく「サクラメント」を施さ  
 るゝ所なり……聖公會大綱 第十九條

○教會に於て得見徴候は何ぞ乎  
 得見徴候三あり即ち信實なる人々と神の正道の講義  
 と聖なる禮を正しく行ふとは是なり

○聖なる禮を正しく行ふとは如何なる意ぞ乎  
 聖物の洗禮の水と聖餐禮と正文言を用ひて正統の教師之を  
 行ふの意なり太廿六ノ三六―廿八、徒八ノ三六

○使徒信經に於て記されしキリスト教會の徴候は何ぞ乎  
 聖と公なり

○教會の聖なる事實は何に由る乎  
 キリストの在すと聖靈の恩賜に由れり

○何故公と云ふ乎  
 偏く世界に擴め全の眞を教へ靈なる恩を授け萬民を  
 一統するが故なり

○信經の第十一箇條は何ぞ乎  
 (十一) 罪の赦免を信す

○ 罪とは何ぞ乎

神の誠禁に背き神の命令に従はざるを罪と云ふなり

約壹三ノ四

○ 神の律法は何に記さる乎

人々の心と聖書に記せり羅二ノ七十四、十五、同ノ七十八、

○ 人皆如何なる罪ある乎

原罪と本罪の二様なり

○ 何を原罪と云ふ乎

我等の始祖アダム神の命令に背きて後裔に傳へし罪

○ 何を本罪と云ふ乎

人々自ら犯せし罪なり約壹三ノ四

○ 誰か其罪を赦すとを得べき乎

惟神のみ得べし賽四十三ノ廿五、路五ノ十二、

○ 若し我等罪の赦免を得ざれば如何なる罰を受べき乎

無窮苦楚を受べし太廿五ノ四十、一、四十二、

○ 神は罪を赦免さんとを欲し給ふ乎

赦免さんとを欲し給へるなり約三ノ三十六、徒五ノ三十一、

○ 赦免すとを欲し給へる聖旨を何に由て知るべき乎

獨子と遣して人の罪を贖ひ給ひしに由て知るべし三約ノ十六、約壹四ノ十四

○ イエスは如何にして我等の罪を贖ひ給ひし乎

我等に代て苦楚を受け十字架に釘られて死し給へり

黙五ノ九、彼前一ノ十八、十九、同三ノ十八、

○人若し罪と赦免さるゝ恩恵を受けんと欲すれば如何に爲すべき乎

罪を悔ひ心を改めてイエスの大なる功勳を頼むべし

徒三ノ十九

○誰の名を頼みて罪の赦免を願ふべき乎

必ずイエスの名を頼むべし約十四ノ十三、十四、同十六ノ廿三、廿四、

○信經の第十二箇條は何ぞ乎

(十二)身體の復活永遠き命と信す

○人類は元來何より成立つ者なる乎

靈魂と身體より成立つ者なり

○人の靈魂は如何なる者ぞ乎

形体なき故見へざる者なり

○靈魂は死する者乎或は死せざる者乎

死亡するともなく又朽壞るともなき者なり傳十二ノ

○身體は死する者乎或は死せざる者乎

死亡又朽壞る者なり哥前十五ノ

○身體は死亡して復甦るべき乎

世末に於て凡て死亡し人皆復活るべし約五ノ廿八、廿九

○神は何故に我等の身體を復活らし給ふ乎

我等の身體を拯はんが爲なり約五ノ廿八、九

○イエスを信する人も信せざる人も皆復活らし給ふ乎

悉皆復活らし給ふなり徒廿四ノ十五

○信せざる人の復活は何の益ある乎

イエスを信せざる者は何の益もあるとなし

○復活よみがへりし人ひと皆みな如何いかせらるべき乎や  
 靈魂たましひと身體からだ共にイエスの前に立たて裁さい判はんを受うべし十二に  
 ○汝なんぢも我われも必かならずイエスの前まへに立たるべき乎や  
 誰たれ彼の差さ別べつなく皆みな必かならずイエスの前まへに立たるべき乎や  
 ○永遠かぎりなき命いのちとは如何いかなる意いぞ乎や  
 神かみ前まへに於おいて永遠かぎりなく樂たの居しみるの意いなり約十四にノ十三に、  
 ○永遠かぎりなき命いのちは何い處ところに於おいて得えらるべき乎や  
 天てんに於おいて得えらるべし太廿五に、  
 ○誰たれか此この永遠かぎりなき命いのちを得えべき乎や  
 誠まことにイエスと信しんする人ひと々々之これを得えべし可十六にノ  
 ○何い時つ之これを得えべき乎や  
 世このよの末まへに於おいて得えべし

○汝なんぢは信しん經きやう十二に箇か條じょうを盡ことごとく信しんする乎や  
 我われ之これを盡ことごとく信しんす  
 ○如何いかなる事こと實じつに由よて盡ことごとく信しんする乎や  
 此この十二に箇か條じょうは聖せい書しよの中ちゆうに其その疑うたがひなき證しやうこ據こあるが故ゆゑなり  
 ○如何いかなる事こと實じつに由よて聖せい書しよを堅かたく信しんする乎や  
 聖せい書しよは神かみなる聖せい靈れい人ひとの心こころに默しめ示めして筆か記きせ給たまひしに  
 由よて必かならず誤あやまち謬まちなし故ゆゑに我われ之これを堅かたく信しんす彼後ご一に  
 ○信しん經きやうの大おほ尾びに記しるせるアアイイメメンンとは如何いかなる意い味みぞ乎や  
 我われは信しん經きやうの總そう箇か條じょうを誠まことに信しんすると云いふ意い味みなり

三要文問答終

版權登錄

明治廿二年四月十日印刷  
同年四月十五日出版

版權  
所有

大賣所  
東京々橋區南金六町  
全銀座三丁目  
大坂西區土佐堀三丁目

著者兼  
發行者

東京府士族

山縣與根二

東京牛込區北山伏町  
四十二番地

池田平三郎

東京麻布區飯倉六丁  
目十七番地

池田書麿

右全所

神谷齊

十字屋

福音社

定價金十二錢

東京京橋區弓町耕文社印行



○ 聖教書類目錄

詩篇附小形照引新約全書	脊金巾	二十五錢	新約全書各傳ハ馬太傳ヨリ約翰默示錄迄	十
全	總金巾	三十錢	極小形新約全書	錢
全	折革製	五十錢	全	總革製
小形照新約全書	總革金線	六十錢	英新約全書	二十五錢
小形舊約全書	折革製	四十錢	此外獨英佛各國譯聖書各種	五錢ヨリ以上
全	脊革	七十錢	日本譯ノ註釋	
全	總金巾	六十錢	馬太傳註釋	壹圓
引舊新約全書	折革製	一圓廿錢	馬可傳註釋	三十五錢
舊約全書各傳ハ創世記ヨリ撒加利亞迄	脊金巾	九十錢	路可傳註釋	壹圓廿錢
詩篇	脊革	壹圓	約翰傳註釋	壹圓
全	總金巾	二十五錢	使徒行傳註釋	壹圓
全	脊金巾	十五錢	羅馬書註釋	五十錢
全小形	全	十二錢	哥林多前書註釋	四十錢
創世記	全	七錢	全 後書註釋	近刻
			加拉太書註釋	二十錢

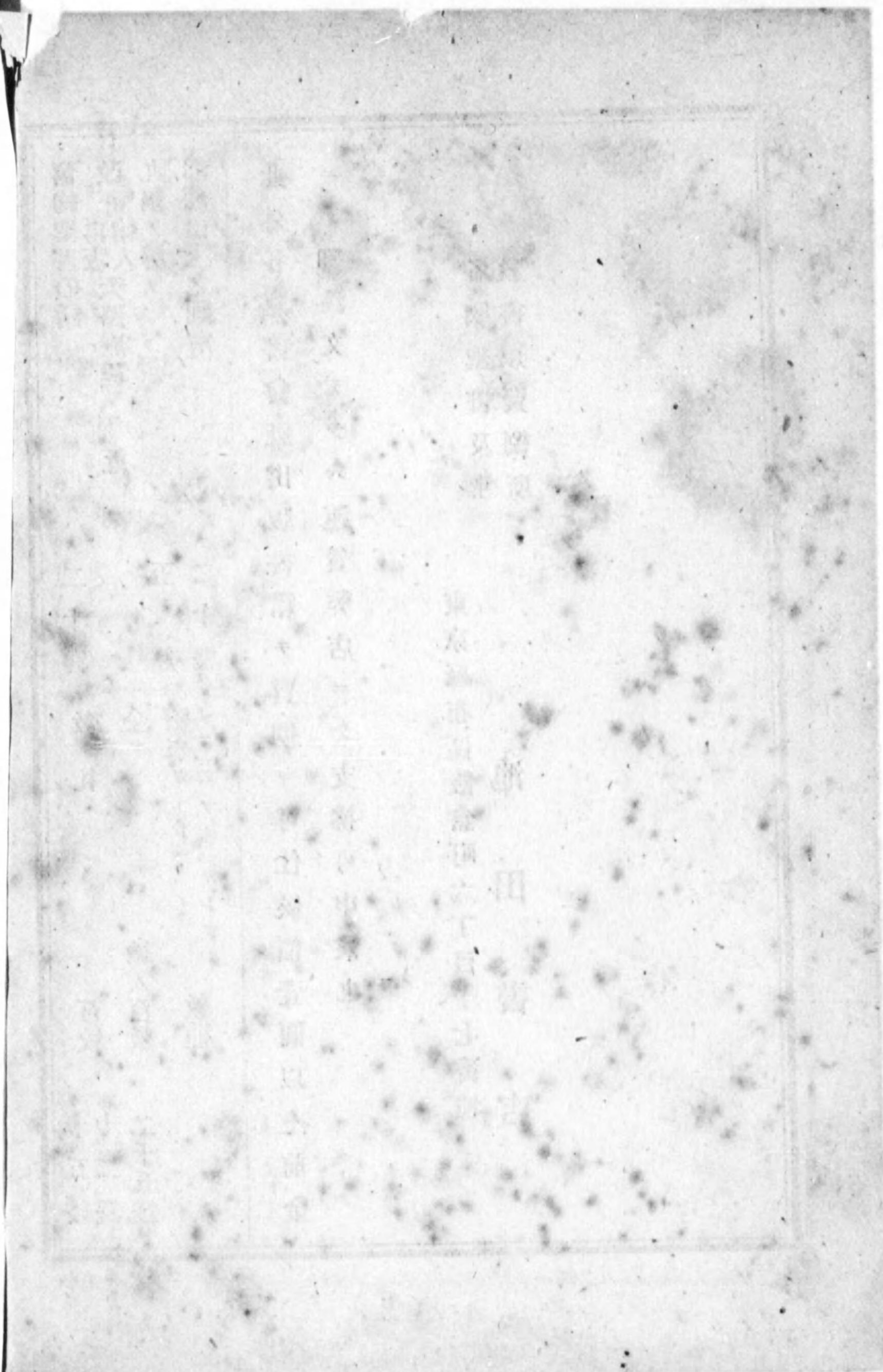
以弗所註釋	二十五錢	各衆派教會政治摘要	全	十五錢
希伯來書註釋	四十錢	基督神子論	全	四十錢
帖撒羅尼迦前後書註釋	三十五錢	福音史	全	壹圓廿錢
約翰一二三書註釋	二十錢	教會歷史上下	全	壹圓廿錢
提摩太前後書註釋	近刻	組織神學	全	壹圓
約翰默示錄註釋	六十錢	全	全	三十五錢
教義略說	五十錢	人性論	全	四十錢
教理一夕話	三十錢	天地創造論	全	四十錢
聖公會禱文	二十六錢	神性論	全	四十錢
真理一斑	三十五錢	有神論	全	三十錢
政教新論	三十五錢	救助學	全	八十錢
基督教及佛教	二十五錢	新約聖書神學	全	壹圓
立志之礎	二十五錢	說教學大意	全	四十錢
聖書釋義	二十五錢	訓點馬可講義	全	壹圓
信仰之理由	二十五錢	全二約釋義叢書	全	壹圓
		東京第一演說集	全	六十錢


黃蒙道知るべ	三十錢	新撰讚美歌	折皮製	二十五錢
聖書の奇事	三十錢	基督教聖歌集	全	二十錢
啓蒙天道湖原	三十五錢	英語讚美歌		十五錢
譬略解	二十五錢	天地大原因論		十五錢
來世論	三十錢	佛教頼ムニ足ラズ		五錢
基督三綱領	六錢	千代の礎		二十五錢
古哲金言集	五錢	神の枝摩西ノ傳		二十錢
耶蘇教問答	壹錢	育幼艸		二十錢
奇談集	十五錢	實驗神學		三十錢
天啓論	三十錢	世を渡ルタツキノ風琴		二十五錢
婦女子の職務	十錢	聖書附錄		八錢
繪入耶蘇一代記	五十錢	基督教或問辨解		二十五錢
舊約史略全書	壹圓	聖地故事		五十五錢
聖公會政治論完	三十五錢	福音對觀	全	三十五錢
譜附基督教聖歌集	二十五錢	道德の大本		九十錢
	三十五錢			十五錢

舊約聖書の話	二十錢	教ノ札	百枚	十五錢
改正再版		全		十二錢
繪入天路歷程	近刻	繪入百數		二十五錢
九福ノ解	五錢	舶來カード	數種	
耶蘇山上之訓解	二十錢	クリスマス、カード		

此外各雜書會社出版書籍ヲ賣捌キ可仕候價壹圓以上前金ニテ御注文アラハ運賃弊店ニテ支拂可申候也

各國聖書及聖  
教書類賣捌所  
東京麻布區飯倉町六丁目十七番地  
池田書店





特46

610

三要文問答

国立国会図書館

020669-000-0

特46-610

三要文問答

山県 与根二 / 著

M22

ABI-0486

